



銀行の預金獲得競争について

大野, 喜久之輔

(Citation)

国民経済雑誌, 120(1):54-71

(Issue Date)

1969-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00171206>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00171206>



銀行の預金獲得競争について

大 野 喜 久 之 輔

小論の目的は、預金獲得のための商業銀行の積極的な競争に関連して、(1)その原因、(2)銀行業にとっての得失、(3)銀行経営面での変貌、ならびに(4)金融政策への影響について考究することにある。なお、ここでは最近のアメリカにおける事情を念頭において考察を進めることとする。

I 預金獲得競争激化の原因

最近のアメリカにおける金融情勢を観察すると、いくつかの点でこれまで抱かれてきた観念を根本的に改めなければならないと思わしめるような事情が生じている。日本よりも高金利であるような現象がみられること、アメリカの銀行が日本の銀行以上に定期預金の獲得をめざして激しく競争していること、銀行経営全体が極めて積極性を帯びてきていること、連邦準備当局の金融政策そのものにもこれらの新現象から生じる影響がみられることなどがそれである。しかも、これらの現象は決して個々ばらばらに生起しているのではなく、互いに密接に関連しているものと考えられる。ここでは、銀行の預金獲得競争という点からその関連性を追跡してみる。

アメリカでは戦前、戦後の時期を通じて最近に至るまで、銀行が利子を付してまで積極的に預金を呼び込むというような事情にはなかった。銀行は地域社会において利用できる唯一の主要な金融機関であったから、そこに自ずから資金が集まり、これらの資金で十分に貸出需要を賄ってきた。特に銀行が利子をつけた貯蓄預金の形態で預金を獲得することに興味を示さなかったのは、(1)本来銀行は企業向きに設立されているのであって、一般大衆の貯蓄預金の獲得を

その存在の条件としていなかったこと、(2)戦前から持続した低金利と金融緩和の基調の上で、政府証券を巨額に保有していた銀行としてはむしろ過剰流動性の状態にあったことによるものと考えられる。¹

しかしながら、戦後の高度成長とインフレの時期に入ってくると、情勢が根本的に変わって来て、銀行としても積極的に預金獲得、しかも有期預金の形で利子を支払ってでも預金獲得に奔走しなければならない事態になってきた。しかば、いかなる事情がこのような事態をもたらしたといえるのであろうか。

第1に、銀行の要求払預金の伸び率が余りにも低すぎるために、要求払預金の伸びだけでは新規の貸出需要をまかなえないという事情がある。要求払預金の伸び率が極めて低いことは50年代におけるその伸び率21%を同期のGNP増加率80%と比較してみると明らかである。要求払預金の伸び率が何故このように低かったのかということに関しては、いろいろの理由をあげることができる。すなわち、(1)利子率の一般的上昇に伴って消費者ならびに企業が手持貨幣の節約をはかり、余分な預金を保有しないような行動をとるようになったこと、(2)手形交換その他移転に伴う技術の進歩によって、貨幣のより一層の節約が可能となったこと、(3)金融機関相互の貸出競争の激化に伴い歩積みが減少する傾向にあることなどがそれである。²

第2に、高金利になるにつれて利子に敏感になった預金者たちが、利率の面で有利な貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行などいわゆる銀行以外の金融機関に移動し、その結果、銀行の相対的地位が銀行以外の金融機関の急速な成長によって脅かされるようになった事情がある。周知のように、連邦準備の加盟銀行ならびに預金保険制度による被保険銀行は、連邦準備当局の規則Qによって有期預金に対して支払いうる利子率の最高限度に従うことを義務づけられている。しかるに、この最高限度は1936年1月以来ずっと据置かれ、1957年に入るまで変更されることがなかった。しかも36年は大不況、金融恐慌の嵐のあとをうけて、

1 P. S. Nadler, *Commercial Banking in the Economy*, Random House, N. Y., 1968, pp. 151-154.

2 ditto, *op. cit.*, pp. 158f.

ニュー・ディールによる積極的施策が緒についたばかりの年で、利子率も異常に低かったという事実を想起しなければならない。このような事情から、銀行は有期預金の獲得において、他の金融機関に比して不利な条件のもとにおかれ、³ 相対的に立ち遅れるという現象が目立ち始めた。

いまこの間の事情を、加盟銀行の個人、組合、会社（IPCと略称）の有期預金と、貯蓄貸付組合に個人が出資の形で貯蓄資金を払込んだ貯蓄資本(Savings Capital)の合計との比較を通じてみると、戦前から終戦までの間は貯蓄貸付組合のシェアはまだ小さく、およそ1/4であったが、50年代を通じて貯蓄貸付組合が全国的に発展して漸次商業銀行と対抗することになり、62年には加盟銀行のIPC有期預金を上回ることになった。(第1表) また、1962年以後利子率

第1表 IPC有期預金と貯蓄貸付組合貯蓄資本との構成 (%)

	加盟銀行 IPC 有期預金	貯蓄貸付組合貯蓄資本
1941年末	71.6	28.4
1945年末	76.2	23.8
1962年末	48.1	51.9
1965年末	49.9	50.1
1966年末	51.0	49.0
1967年末	52.1	47.9

出所：Federal Reserve Bulletin.

の最高限度があいついで引上げられていく過程で、IPC有期預金のシェアが回復しつつあることを考慮すれば、商業銀行が貯蓄貸付組合等の銀行以外の金融機関に対して相対的に遅れをとったことの主要な理由が、それが支払いうる利子率に課せられた最高限度規制にあったことは明らかである。(第2表)

すでに述べたように、銀行の要求払預金の増加率が極めて低い状態のもとにあって、銀行としてなおかつ営業規模拡大のために預金増加の達成をねらうとすれば、つまるところ有期預金の面で積極的に業績を伸ばすよりほかにない。

3 利子率の最高限度に関する規制以外にも、商業銀行をして競争上不利ならしめる要因がある。そのうちの主要なものは法的準備率である。他に税制等の問題がある。

第2表 有期預金に支払いうる利子率の最高限度 (年率: %)

預金の類型	実 施 時 期					
	36. 1. 1	57. 1. 1	62. 1. 1	63. 7. 17	64. 11. 24	65. 12. 6
貯蓄預金						
1年または以上	2½	3.0	4	4	4	4
1年未満	2½	3.0	3½	3½		
その他の定期預金						
1年または以上	2½	3.0	4	4	4½	5½
6ヶ月—1年	2½	3.0	3½			
90日—6ヶ月	2.0	2½	2½			
30日—89日	1.0	1.0	1			

預金の類型	実 施 時 期		
	66. 7. 20	66. 9. 26	68. 4. 19
貯蓄預金	4	4	4
その他の定期預金			
多数満期			
90日または以上	5	5	5
30日—89日	4	4	4
単一満期			
\$ 100,000 以下	5½	5	5
\$ 100,000 以上			
30日—59日	5½	5½	5½
60日—89日			5¾
90日—179日			6
180日以上			6¼

出所: Federal Reserve Bulletin.

このようにして、50年代の中頃以後、商業銀行は銀行以外の金融機関に対する失地を回復すべく、有期預金に対する利率を次第に引上げながら、有期預金の分野で預金業務を伸ばしてきた。商業銀行預金中に占める有期預金の割合は50年代前半において3割にも満たなかったものであるが、その後

着実に増加し、最近においては5割に達しようとする有様である。(第3表)

第3に、銀行の手許に戦争中から持越された巨額の政府証券が存在している間は、銀行は貸出需要に対して政府証券からの転換によって貸し応じることができたが、政府証券の保有額が過剰であった状態が解消し、逆に貸出・預金比率が正常な水準に復帰してくると、銀行にとって貸出増加の桎梏が預金であることが次第に認識されるようになったという事情がある。⁴

第3表 商業銀行の要求払預金と有期預金 (億ドル)

	要 求 払 預 金*	有 期 預 金**	$\frac{(b)}{(a)+(b)}$
	(a)	(b)	
1953年末	1,032	398	27.8%
1955年末	1,101	441	28.6
1957年末	1,104	515	31.8
1959年末	1,153	609	34.6
1961年末	1,180	730	38.1
1963年末	1,251	988	44.1
1965年末	1,359	1,083	44.3
1966年末	1,371	1,189	46.4

出所：Federal Reserve Bulletin.

* 要求払預金純額。但し、合衆国政府と外国政府は除く。

** 有期預金純額。但し、外国政府、州・地方政府、合衆国政府、相互貯蓄銀行は除く。

Federal Reserve Bulletin はこの間の事情を次のように表わしている。「預金の増加が制約されていたので、戦後最初の10年間、銀行は貸出増加を賄うために前に蓄積した流動資産に大きく依存した。銀行は戦時中獲得した巨額の政府証券の一部を徐々に流動化するものと期待されていたが、貸出の拡張と流動資産の売却にもとづく流動性の持続的侵食は、顧客の貸出需要を賄うために銀行をして追加的な資金の源泉を見出すよう努めしめることとなった。かくして銀行は有期預金をもとめてより積極的に競争すべく余儀なくされた。1957年初頭の規則Qにもとづく利子最高限度の引上げは、有期預金をもとめて競争するために銀行に対して追加的な活動の余地を与えた。その結果、有期預金はまもなく急速に伸び始めた。1957年から61年の期間に銀行の有期預金は戦後最初の10年間の2倍の率で増加した。……1962年から65年までの期間における利子最高限度の4回の引上げは、銀行が消費者から預金をひき寄せ続けることを許した。しかし、1961年前半に大銀行によって下された金融機関以外の企業に対する高額の譲渡可能預金証書(CD's)発行に関する決定は、資金をもとめての銀行の競争の領域をひろめ、預金をひき寄せるためのより集約的な努力の開始の信

4 L. L. Werboff and M. E. Rozen, "Market Shares and Competition among Financial Institutions," in CMC, *Private Financial Institutions*, Prentice-Hall, N. J., 1963, pp. 269, 283-284.

号となった。⁵」

また、貸出・預金比率についてみると、終戦直後の異常に低かった時期を別としても、最近の60%代の値は1920年代以来の記録であるといえる。連邦準備当局もここから商業銀行が貸出限度一杯まで貸していると判断しているようであって、⁶今や貸出増加をねらう銀行にとって預金増加、特に有期預金の増加が至上命令となっていることが知られる。

以上のような諸事情から、アメリカの商業銀行は、戦後最初の10年間とは違って変って、有期預金の分野で積極的に預金獲得競争に乗り出すこととなったものと解される。

II 銀行業にとっての得失

商業銀行をして積極的に預金獲得にかり出さしめている諸事情については上述のとおりであるが、しからば次に、銀行が有期預金の分野で積極的に預金獲得のための競争を展開することが銀行業にとって利益になるのかどうか検討しなければならない。

この問題については、銀行が強制されるのではなく、自らの判断にもとづいて有期預金の利率を引上げてまでも預金獲得をめざしている以上、銀行にとってそれが結局のところプラスになるからであるとみることはもとより可能である。しかし、結局のところプラスになるといっても、そうしない場合に予想される損失の方が大きいからという消極的な意味でのプラスが入っているかも知れない。したがって、有期預金中心に預金獲得競争を展開することにはいかなる得失があるとみられるのか、検討を要することになる。

まず、収益面で直接的に現われる効果について考えてみる。すでに述べたように、全預金中に占める有期預金の割合は1956年において30%弱であったが、65年には44%にまで増大している。他方、これも既述のように預金利率が引き

5 "Time Deposits and Financial Flows," *Fed. Res. Bul.* Dec. 1966, pp. 1740-1741.

6 "Bank Credit and Monetary Developments in 1965," *Fed. Res. Bul.*, Feb. 1966, pp. 158-159.

上げられる傾向があったことから、有期預金に支払われる実際の平均利率は56年の1.58%から、62年には3.23%、65年には3.73%と上昇している。このため有期預金に対する利子支払額は、56年の6億5000万ドルから65年の42億1000万ドルと6倍以上にはね上り、それぞれの年における総費用の中に占めるその割合でみても、18%から41%へと著増している。

これに対して、貸出・預金比率も1950年代中頃における45%から60年代に入って急速に増大し、65年にはついに64.3%に達し、1920年代以来の高水準となっている。これに、貸出利率の上昇傾向も加わって、貸出による収入は、1956年においては37億3,000万ドルであったが、65年には93億ドルと2.5倍に増加しており、それぞれの年における総収入の中に占めるその割合でみても、61%から67%へと増加している。

このような費用、収入の両面における変化から、加盟銀行の税引き後の純所得は、1956年において10億3,000万ドルであったが、65年には21億ドルとほぼ倍増している。ただ、純所得の平均総資本額に対する比率においては、7.8%から8.7%へ変っているにすぎない。この収益率については、1960年のそれが最近における最高で、それ以後やや下降する傾向があったが、67年には再び上昇したことが注目される。⁷（第4表）

第4表 加盟銀行の純収益

（億ドル）

	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
純 収 益	10.3	11.7	14.6	12.6	16.9	17.1	17.0	18.3	19.2	21.0	22.1	26.1
平均総資本に対する収益率(%)	7.8	8.4	9.7	7.9	10.1	9.6	8.9	9.0	8.8	8.7	8.6	9.6

出所：Federal Reserve Bulletin.

以上の結果からみて、加盟銀行全体としては有期預金の獲得、貸出の増大を通じてますますの成果があがったものと考えるのが至当であろう。

しかしながら、上記のことは加盟銀行全体について概括的にいえるにすぎないもので、有期預金を求めて積極的に競争している銀行とそうでない銀行との

7 “Member Bank Income,” Fed. Res. Bul., June 1966, pp. 786-787.

区別が設けられていないために不正確であるおそれがある。そこで、銀行の総預金のうち有期預金の占める構成比の大小に応じて銀行間に区別を設けて収益率を検討する必要に迫られる。これまでのところ、このような検討がすでにいくつかなされている。⁸それらによると統計的データはいずれも同一の預金規模をもつ商業銀行については、総預金のうち有期預金の構成比が大きい銀行ほど収益率が低下していることを示している。

いま、連邦準備銀行がこの点に関して行った1961年の調査の結果を示すと、第5表は加盟銀行を総預金額を基にして4つの規模別グループ（200万ドル未満，200—500万ドル，500—2,500万ドル，および2,500万ドル以上），に分け，その各グループを有期預金の総預金に対する比率によってさらに3つの階層（25%未満，25—50%，および50%以上）に分けて，種々の経営比率を表わしたものである。この表によると，各規模別グループについて，総預金に対する有期預金の比率が高まるにつれて，次の結果が得られる。(1)総収入に対する総支出の比率は高くなる。(2)総資産に対する純利潤の比率は低くなる。(3)資本勘定に対する純利潤の比率は低くなる。(4)資本勘定に対する配当金の比率は低くなる。(5)総資産から政府証券と現金資産を差引いた額に対する資本勘定の比率は低くなる。なお，このような傾向が1960年以前の数年についてもほとんどそのままあてはまることから，総預金で測った同一規模の銀行にとっては，有期預金の比率が高くなればなるほど，収益性が低下することが法則的に認められると考えられるのである。¹⁰

8 例えば，J. Aschheim, "Commercial Banks and Financial Intermediaries; Fallacies and Policy Implications," *Jour. of Pol. Econ.*, Feb. 1959, pp. 59-71; D. Carson, "Bank Earnings and Competition for Savings Deposits," *Jour. of Pol. Econ.*, Dec. 1959, pp. 580-588; D. A. Alhadeff and C. P. Alhadeff, "A Note on Bank Earnings and Savings Deposit Rate Policy," *Jour. of Finance*, Sep. 1959, pp. 403-410.

9 *Federal Reserve Bulletin*, May 1961, p. 614.

10 1956年，1957年，1958年についての調査結果が *Fed. Res. Bul.*, June 1957, p. 721, June 1958, p. 721, July 1959, p. 795 にそれぞれ発表されている。しかし，このデータは1961年以降については，*Fed. Res. Bul.* に発表されていない。

第5表 預金規模別および有期預金比率別の加
盟銀行の経営比率, 1960年

(単位: %)

	銀行数	総支出 総収入	純利潤 総資産	純利潤 資本勘定	配当金 資本勘定	資本勘定 総資産-政府 証券-現金資 産
全 グ ル ー プ	6,108	69.8	0.81	9.4	3.2	18.5
総預金額 200 万ドル以下						
25%未満	396	65.5	0.98	8.8	3.4	28.3
25—50%	354	71.8	0.84	7.8	2.6	24.4
50%以上	162	76.4	0.69	6.8	2.2	20.9
総預金額200—500万ドル						
25%未満	575	63.4	0.96	10.0	3.5	22.7
25—50%	860	70.6	0.82	9.1	2.9	19.7
50%以上	530	74.9	0.74	8.0	2.7	17.9
総預金額500-2500万ドル						
25%未満	493	64.6	0.89	10.5	3.3	18.3
25—50%	1,286	70.8	0.78	10.0	3.3	15.8
50%以上	659	74.7	0.71	8.9	3.1	14.9
総預金額2500万ドル以上						
25%未満	264	61.2	0.85	10.5	4.1	15.7
25—50%	399	69.7	0.74	10.3	3.9	13.3
50%以上	130	74.9	0.67	9.9	3.5	11.8

出所: *Federal Reserve Bulletin*, May 1961, p. 614.

備考: 左欄の%は有期預金の総預金に対する比率。

以上から明らかなように、銀行が有期預金獲得に積極的に乗り出しても、その収益面への効果がかえってマイナスであるといわざるを得ない結果がでてい。ところで、このような結果をもたらした原因については、一応、この時期における預金利率の引上げに伴う有期預金の増大が他の貯蓄機関へ流れる貯蓄性預金を銀行へ吸収したことによるよりも、商業銀行自身の要求払預金を吸収したことによる方が大きかったことが考えられる。消極的な意味では、預金利率の引上げは銀行の要求払預金が増えるのを防ぎ、その限りで銀行のシェアーが一層低下するのを阻止する効果をもったものとみることができる。しかしながら、これまでのところ無利子で保有されていた要求払預金が有期預金に振替られることを誘発したばかりに利息を支払わなくてはならな

い事態となったのであるから、それ自体が銀行にとって無駄ともいえるコスト増加であることは否めない。

このようなことから、プリッチャードはさらに商業銀行は有期預金業務から手をひくべきであるという主張までも行なっている。彼によると、「商業銀行による有期預金業務は、(1)銀行制度の観点から銀行の利潤を減少させる傾向をもち、(2)貨幣貯蓄の投資への流れを止め、(3)他の金融仲介機関の成長をおくらせ、そして(4)経済活動を低下させ、経済成長をおくらせるデフレ要因として作用する。」と主張される。ところで、彼はこの主張を次のような論拠にもとづかせる。すなわち、「有期預金という銀行業務は貨幣貯蓄の投資への流れを止める。何故なら、有期預金の機能を営む時、商業銀行は貸付資金の仲介機関でもないし、創造者でもなく、単に滞留する貨幣の保管者にすぎないからである。商業銀行は有期預金を貸出すのではなく、有期預金の『あがり高』を貸出すのでもない。商業銀行の貸出能力はその超過せる法的準備ポジションによって決定されるが、銀行は超過せる法的準備を貸出すのでもない。銀行が収益資産を獲得する場合、すなわち、銀行が銀行以外の公衆へ貸出を行ない、あるいは彼等から証券を購入する場合、銀行はこれら資産に対して新規に創造された貨幣で支払う。この新規に創造された貨幣は初期において要求払預金の形態をとる。」と、また、「有期預金に振向けられた資金の支払速度はゼロであるから、これらの資金は明らかに直接あるいは間接いずれかの投資にも利用されうるものではない。貨幣貯蓄の投資チャンネルへの流れの停止は単に銀行以外の金融機関に悪影響を及ぼすのみならず、経済のいかなるセクターにおける資金の流れの停止でもそうであるように、経済に対して悪影響¹¹を及ぼす。」と。

ところで、プリッチャードが、有期預金の流通速度がゼロであり、商業銀行による資産の獲得が要求払預金の創造を通じて行われる、ということ自体は真理である。しかしながら、彼がこの故をもって銀行が有期預金業務を営むこと

11 L. J. Pritchard, "Should Commercial Banks Accept Savings Deposits," in M. D. Ketchum and L. T. Kendall, *Readings in Financial Institutions*, Houghton Mifflin, Boston, 1965, pp. 40-41.

を全面的に否定できるところに誤りがある。なぜなら、低い準備率しか必要とせず、かつ長期性の預金が入ると、銀行はそれをもとにして、より大きな規模で、かつより収益性の高い資金運用面での利用をめざして預金の創造を行なうことが可能となるからである。かりに、有期預金の増加が要求払預金からの振替の結果生じたのであるにしても、次のような数字例は銀行にとってあながち損失ばかりが生じるものでないことを示す。今、\$1,000が要求払預金から有期預金へ振替えられたとしよう。要求払預金ならびに有期預金の準備率をそれぞれ12%、4%とすると、この振替によって\$80の超過準備が生じる。有期預金の利率を5%とすると、銀行にとって新たに負担すべき利子費用は\$50になる。これに対して、超過準備をもとに銀行組織全体としてはその8.3倍、すなわち\$664の追加的信用創造が可能である。いま、この追加的信用創造能力を用いて獲得し得る資産の運用利回りを7%とすれば、追加的資産から期待される収益増は\$46.5であって、差引きの損失は僅かに\$3.5にすぎないことが知られる。もし、銀行が獲得し得る資産の運用利回りが8%であれば、収益増の見込額は\$53.1であって、この場合には\$3.1の利益が残ることになる。

もっとも、以上の数字例は銀行組織全体についてあてはめたものであって、周知のように、個別銀行にとっては到底そのような限度まで信用を拡張することはできない。したがって、自行において上記の振替が生じることから損失が生じることは否めない。しかしながら、これとは逆に、他行において振替が生じ、信用拡張が行われることから何らかの利益が生じることになるであろう。いずれにしても、他行への流出率が低く一行としてかなりの信用拡張係数をもっている銀行にとっては振替によって生じる損失は余り大きくはないであろう。したがって、このような銀行にとっては他行、ないし銀行以外の金融機関からの貯蓄性預金の獲得の期待もふくめると、預金利率を積極的に引き上げ、有期預金を積極的に呼び込む姿勢を示すことには理由があるものと考えられる。反対に、他行への流出率が高く、到底大きな信用拡張を望めない銀行にとっては、預金利率を引き上げて要求払預金から有期預金への振替を誘発することは損失

となるであろう。

以上のような直接的な費用、収益以外にも有期預金をめぐる利害得失について考慮すべきいくつかの点がある。例えば、国立銀行にとって、抵当貸付についての法的最高限度は有期預金の60%であると定められている。抵当貸付は戦後の金融界にとっては高収益が得られた分野であるが、上のような規制が存在する限り、銀行としては一定水準の有期預金を維持するように努めるか、抵当貸付額を減少するかを選択に迫られることになる。また、要求払預金については小切手の振替・決済に伴ってかなりの事務費用が必要になるが、有期預金についてはその必要がなく、また顧客に対する毎月の報告の手間もない。さらに、要求払預金に比べてはるかに安定している貯蓄性預金を基礎として、銀行は長期の安定した収益が期待される分野へ資金を運用することが可能となる。最後に、有期預金をもとめて積極的に競争を展開する銀行は、経営規模拡大、顧客との結びつきの増大によって間接的、長期的な面でも利益をうけるものと考えられる。¹²

これらの得失に関してその項目別に正確に測定することは容易ではない。したがって、結局のところ、相関分析を用いて利益率との関連性を検討するよりしかたがないであろう。この際、すでに示した連邦準備当局の調査結果はきわめて参考になるものではあるが、その結果を固定的に考えるのは正しくないであろう。というのは、連邦準備当局による調査がカバーしている時期が1956—1960年であって、この時期においては未だ多くの銀行に政府証券のかんりの手持があり、預金利率を引上げてまでも預金獲得をねらうことの必然性と預金獲得競争の本格的な展開がみられなかったからである。したがって、60年代における資料を用いて預金獲得競争の銀行業にとっての得失を検討し直してみる必要があるものと考えらる。

12 P. M. Horvitz, "Economies of Scale in Banking," in CMC, *Private Financial Institutions*, Prentice-Hall, N. J., 1963, pp. 40-46; Nadler, *op. cit.*, pp. 163-164.

III 銀行経営面での変貌

1950年代の末期から、また特に60年代に入ってから、銀行は経営規模の拡大をはかるために有期預金を中心として積極的な預金獲得競争を開始した。このような競争の展開はこれまでの商業銀行のあり方からすれば本質的に異なるものであるから、それは商業銀行そのものを大きく変えるものである。預金獲得競争の投じた波紋は種々な側面においてみられるが、ここでは主として銀行経営の面に現われた変貌を指摘するにとどめる。

まず、資金源泉の面でみると、すでに述べたように、有期預金の総預金に対する比率が次第に高くなり、今や総預金の半分にもなろうとしている。特に増加分についてみると銀行にとっての追加的資金源泉としての有期預金の意義は決定的である。有期預金獲得競争できわめて重要な意味をもったのは1961年における大銀行による高額面の譲渡可能預金証書の発行である。これによって銀行は貸手としてでなく、借手として直接貨幣市場に喰い込むこととなった。

また、預金増加に見当って経費率の高い増資の必要に迫られる銀行にとって、それに代るものとして従属社債 (subordinated debenture) の発行が認められるようになった。ここにいう従属とは預金者の債権には従属するという意味のものであるが、従属社債は当局によってあたかも銀行の資本金と同等に扱われる。これにはもとより有期預金よりも高い利率が付けられるが、それを打消すだけの利点ももっている。すなわち、(1)これに対しては準備することを義務づけられていないし、(2)連邦預金保険会社に対してそのための賦課金を支払う必要もない。さらに、(3)有期預金のように期間のくるとに出入がないので取扱の費用がかからず、(4)それ自らが資本金と同等に扱われるのであるから、資本による裏打ちを必要としない。このようなことから、銀行によってはこれを発行することにより、組織された資本市場から長期資金を吸い上げ、顧客の資金需要に応じるというものも現れている。¹³

13 Nadler, *op. cit.*, pp. 74, 182-183.

さらに、銀行が積極的な経営方針を打出したことと関連して、連邦資金市場が現金準備の不足をカバーするための性格のものから、貸付資金を調達するためのものに転換してきた。すなわち、連邦資金市場は本来、準備不足銀行が連銀に対して超過準備をもっている銀行から一時的に準備の融通をうけることを目的としたものであったが、一般に短期資金を調達するための市場へと変貌したのである。連邦資金市場の性格がこのように変化したことから、この市場における利率も連邦準備銀行の公定歩合を上限としたものから、必ずしもその限度に拘束されないものへと変化した。¹⁴

以上で述べた3つの資金調達面における新機軸は、いずれも銀行が組織された市場から資金ないしは流動性を購入するという性格をもったものであり、この点で最近の銀行経営の特徴的な面を示している。すなわち、銀行は必要に応じて資金ないし流動性を買い入れるのであって、このことから第二線準備としての資産の保有も次第に重要性を喪失しつつある。より一般的には、銀行にとっての資産の流動性の意味が自己流動的 (self-liquidating) ないし転嫁流動的 (shiftable) なものから、収益力 (earning power) を中心にしたものに変りつつある。すなわち、必要に応じて流動性を購入してまで維持されるべきは高収益率の資産であって、このような資産は逆にいつでも銀行が流動性を購入することを可能ならしめる意味で銀行にとって流動的とみられるのである。

次に、資金の使途の面においても大きな変化が生じつつある。貸出・預金比率が1920年代以来の高水準に復帰したことについては既述のごとくであるが、新しい貸出の分野、より収益率の高い分野を求めて積極的な努力が払われている。消費者信用、抵当貸付の面への銀行の進出は特に目新しいものではないが、最近においては、さらに進めて、不動産経営と結合して不動産の賃貸業 (leasing)、売掛金への信用供与 (receivable financing)、売掛金の購入 (factoring) 等、伝統的には銀行として行って来なかった危険性の多い分野にも銀行の業務が拡がりつつある。

14 Nadler, *op. cit.*, pp. 183-185.

資金の使途の面でいま一つ注目されるものは、銀行の手持証券の内容の変化である。すなわち加盟銀行の手持証券の構成において連邦政府証券の保有量が減少して、州・地方政府証券のそれが増加し、一種の転換が生じている。これは60年代に入って預金コストが急激に上昇するにつれて、より収益性の高い資産に対して投資しようとする銀行の性向が強まったことを示すものである。州・地方政府証券は無税扱いを受けているためにそれだけ有利であり、また最近その利回りが上昇している。

以上、資金源泉ならびに使途の両面から最近における商業銀行の経営面での特徴を指摘したが、これらを総合してみると、預金獲得のための積極的な競争が展開されるようになってから、収益の面ではともかく、銀行経営は全体的により非流動的で、危険性の多い方向に著しく傾斜しつつあるものと考えられる。

なお、以上のような銀行経営面での変革と並んで、銀行業においては合併等、業界再編成の動きも活発になっているが、この問題については別の機会に検討してみたい。

IV 金融政策への影響

預金獲得競争の影響は上述したような銀行経営に及ぶものととどまらない。銀行経営面における大きな変革は銀行組織を管理するものとしての金融政策そのものの变化をも促さずにおかないからである。そこで、次に最近における銀行経営の変革によって誘発されたとみられる金融政策上の主要な変化について考察することにする。

まず、預金利率の最高限度に関する規則Qの運用についての変化がみられる。すでにみたように、1950年代とは異って、60年代に入ると規則Qの発動による利率最高限度の変更がきわめてしばしば行われている。ところで、この変更は当初においては単に利率の一律引上げを目ざしたものであったが、最近に至ってはそのねらいが変っている。すなわち、多数満期をもち自動更新可能定期預金ないし書面による引出通知によって支払われる定期預金、および特に高額面

でない定期預金については利率最高限度を抑え、他方、特に高額面の定期預金については反対に利率最高限度を引き上げるような措置がとられているのである。(第2表参照)しかれば、このような規則Q運用における変化は何故に生じたのであろうか。

すでに述べたように、最近はCDあるいは従属社債の発行によって組織された貨幣市場、ないし資本市場から流動性ないし資金を購入し、それでもって積極的な貸出政策を維持せんとする銀行が現われている。ところで、一行がCDないし従属社債の発行によって資金調達を行うと、銀行組織全体としては現金ベースが増加していないため、そのしわよせが他行に及ぶ。しかも、すでに明らかにしたように、このような資金調達の方法はすべての銀行が等しくとりうるものではない。したがって、銀行組織内部において、このような方法のとれる銀行と、とれない銀行とに、銀行相互間で分化が生じると、引締政策のとられる時期には後者の銀行は極度に困難な事態におい込まれる。というのは、引締めによる一般的なスクイズに加えて、前者の銀行がそれを回避しようとしてCD等の発行に依存することからくるしわよせもあって、後者の銀行は二重の負担を受けることになるからである。したがって、連邦準備当局は、金融引締時において、攻勢的な銀行による回避を抑止し、引締政策に伴うスクイズの負担の公平化をはかるために、特に高額面の定期預金に対する利率を除いて、一般に利率最高限度を据置いたり、抑えたりしているのである。

最近における規則Qの運用をこのように観察する時、ここに一つの新たな問題が提起されていることに気付く。すなわち、上述のように公平を尊ぶことにはそれなりの意味があるにしても、他方、市場経済の本来の論理からすると、効率にしたがって諸資源が配分されるべきであり、そのためには利率も含めて価格の機能にフルに依存する方がすじが通っているとも考えられるからである。銀行業の分野においても公平を重視すべきか、あるいは効率を重視すべきか、預金獲得競争によって提起された政策上の問題は窮極的にはこのような問いの形で表わされるであろう。

次に、上記事情とも関連して、最近では連邦準備銀行の貸出に対する加盟銀行の依存の度合いが強まりつつある中で、割引政策そのものについて根本的な改訂の方向が打ち出されている。すなわち、連邦準備当局の任命にかかる委員会が、3年越しの検討を行った結果、昨年7月に報告書 (*Reappraisal of the Federal Reserve Discount Mechanism: Report of a System Committee*) を発表した。改訂は連邦準備制度が現在直面している多くの問題に対して、少なくとも割引政策の活用によってできるだけの解決をはかろうとするいくつかのねらいをもっている。すなわち、強制加盟制度、支店銀行制度、規模別格差準備率等の導入ないしは実施の問題が提起されているが、これらを制度化するには法改正の手続きを必要とする。そこで連邦準備当局の規則の改正だけで実行できる形にして、実際には同様の効果をあげようとするところに今日の改訂のねらいがおかれていると解される。¹⁶

改訂の骨子は、(1)加盟銀行に基礎的借入特権を認め、ある範囲内では要求があり次第連邦準備銀行が貸し応じることとし、それ以外にも必要と認められた場合には調節のための信用を供与するなど、割引の窓口を拡げようとしていること、(2)基礎的借入特権の量的規定において資本金と剰余金の合計に基づいて段階的な格差を設けようとしていること、および(3)緊急の場合の信用供与を加盟銀行以外にも行うこととし、かつ(4)その際の利率について加盟銀行には公定歩合、それ以外の機関に対しては公定歩合を相当上回る利率として、差別を設けることにある。¹⁷

これらのうち(1)、(3)、および(4)は、連邦準備制度を強制加盟制度にしないかわりに、加盟銀行であることに何らかの利点をもたせて、実質的に加盟を増加させ、あるいは離脱を抑止して、連邦準備当局の政策の及ぶ対象領域を拡大し、あるいは維持しようとするねらいをもっている。また、(3)は少なくとも緊急の

15 Nadler, *op. cit.*, pp. 190-193.

16 J. H. Kareken, "A New Federal Reserve Discount Policy," *The Bankers' Magazine*, March 1969, pp. 154-160.

17 "Reappraisal of the Federal Reserve Discount Mechanism," *Fed. Res. Bul.*, July 1968.

事態において連邦準備当局の統制力が加盟銀行以外にも拡大する余地を残そうとするものである。

さらに、上記(2)に関して委員会は、資本金及び剰余金の最初の 100 万ドルについて20—40%、次の 900 万ドルについて10—20%、残りについて10%の量的規定を、試案として提案しているが、これは規模別格差準備率と同様の効果をねらったもので、いわば規模別格差クレジット・ラインにほかならない。これは連邦準備当局が預金獲得競争の展開に伴って激化してきた大銀行と中・小銀行との間の利害の対立関係に着目し、直接には中・小銀行に有利なように面倒をみる体制を作ることを目的としたものではあるが、そのような形を通じて大銀行の預金獲得を中心とする攻勢的な銀行経営を側面から援助するという効果をもつものと考えられる。